

平成22年4月16日

長崎県公立大学法人
理事長 太田 博道 様

長崎県立大学 シーボルト校
看護栄養学部 教授

久木野 憲司



シーボルト校事務局長名による平成22年4月9日付け文書(以下「質問文書」という。)にてご質問のあった事項についてお答えするとともに、当方より釈明を求める事項がございます。

については、釈明を求めた事項につきまして、平成22年4月26日までに書面にてご回答下さるよう求めます。

一、 質問文書に対する回答

1 勤務時間について

質問文書には、「平成22年3月における本法人の勤務時間が午前9時から午後5時50分まで(うち午後0時10分から午後1時の休憩時間を除く。以下「勤務時間」という。)であるにもかかわらず、貴職の報告書では、下記の時間について年次有給休暇等の申請がなされないまま勤務時間に勤務がなされていないこととなっております。については、当該時間に勤務がなされなかった理由について、4月16日(金)までに文書による説明を求めます。」とありましたが、小職の提出した勤務時間報告書では一日の勤務時間の中における「休憩時間」を、配布された見本(アスタリスクで労働時間を、空欄で休憩時間が表されていた)にしたがって、空欄で記しております。質問文書でいうところの勤務をしていない時間(使用者によるいわゆる拘束時間以外の時間)を示したものではありません。この点、分かり易いように勤務報告書に休憩時間・休息時間であったことの注釈を加えて再提出しますのでご確認下さい。

小職は、業務上必要なことを行いその勤務実態を説明不十分であったかもしれませんがありのまま報告をしたところ、このような質問文書を受け取ることになりました。小職は、労働法関係について不案内のため、自分が正しいと思ってしていたことが間違いであれば改める必

要があると思い、労働法の専門家の先生にこの質問文書をお送りして相談しましたところ、県庁職員等の公務員とは異なり労働法が適用される小職にあつては、就業規則に定められた労働時間の「長さ」について労働していれば、始業時刻から終業時刻までの「所定労働時間」の特定の時間に労働していなくても、労働契約上の義務は履行されており、賃金減額をすることはできず、また10分などの時間について、年次有給休暇を申請する指示を求めるような質問文書は労基法上違法であるとの回答を頂きました。

こういった事務局の解釈間違いを勘案しますと、質問文書自体は休憩時間・休息時間を変更したことの理由について説明を求めているものと小職で推察しましたので、そのことについては以下に説明をいたしました。ただ、説明しなくとも昼の休憩が取れなかったことから休憩時間・休息時間を変更して食事をしたことは容易に分かることだと思いますが、それが分からないということに理解しがたいものを感じます。仮に、業務上どうしても規定された休憩時間に休憩が取れずかつそのための承認の時間もない場合であっても、休憩時間・休息時間を変更することができないということでしたら、法人の正式な文書にてその旨ご回答ください。

3月15日午後0時～午後0時10分

実験の都合でこの日は空き時間が無く、午後0時～午後0時10分の10分間しか昼食時間が確保できなかったため本来50分間の休憩時間を10分間にし、前倒しにした。

3月16日午後0時～午後0時10分

実験の都合でこの日は午後0時～午後0時30分の30分間しか昼食時間が確保できなかったため、本来50分間の休憩時間を30分間にし、10分間だけ前倒しにした。

3月16日午後5時30分～午後5時50分

実験用PCのハードディスク固定ネジとハンダを買うためにホームセンターへ行っていたので午後6時まで勤務はしていた。そのまま帰宅したので勤務時間として記載していなかった。そのため、午後5時30分～午後6時の部分を勤務時間と修正する。もし、その修正が不適當であると長崎県公立大学法人が考えるならば、研究資材を購入するために大学を出ること自体が「勤務外」とされる理由と根拠をお示し下さい。

3月17日午前11時～午後0時

実験の都合でこの日は午前11時～午後0時までのしか休憩時間が確保できない

見込であったため休憩時間と併せて休憩時間を前倒しにして食事をした。

3月17日午後4時30分～午後5時30分

実験の都合でこの日は遅くなりそうであったことから、休憩を取り、残業に備えた。その後、17時30分から21時30分まで勤務している。

3月18日午後1時30分～午後2時10分

実験の都合で昼の休憩が取れなかったので遅い食事を取るために休憩時間を40分間に短縮し休憩した。

3月19日午後5時40分～午後5時50分

実験の都合で昼の休憩が取れなかったので遅い食事を取るために休憩をした。

3月24日午後1時30分～午後2時30分

実験の都合で昼の休憩が取れなかったので遅い食事を取るために休憩と休息にした。

3月25日午後2時～午後3時00分

実験の都合で昼の休憩が取れなかったので遅い食事を取るために休憩と休息にした。

3月26日午前11時30分～午後0時10分

実験の都合で昼の休憩が取れそうになかったので先に食事を取るために休憩にした。

3月26日午後2時～午後3時

体調不良により労働を休止してしばらく休息にし、午後5時50分～6時まで勤務した。さらに、不足分を28日(日)に長時間勤務によって補った。

3月29日午前9時～午前9時10分

体調不良により大学に着いてからしばらく休息を先に取り、9時10分から労働を始めた。

3月29日午前11時～午後0時

実験の都合でこの日は午前11時～午後0時までしか休憩・休息時間が確保できない見込であったため休憩・休息時間を前倒しにして食事した。

3月30日午後1時～午後1時40分

実験の都合で昼の休憩が遅くなったので遅い食事を取るために休憩した。

3月31日午後2時～午後2時20分

実験の都合で昼の休憩が取れなかったので遅い食事を取るために休憩した。

2 時間外勤務について

また、質問書ではさらに、「本学の勤務を要しない日及び勤務時間以外の時間において勤務を行ったとしている時間(例: 3月17日午後5時50分～午後9時30分、3月20日午前9時～午後1時 等)については、本法人は貴職に対して明示的にも黙示的にも勤務を命じていないので、時間外勤務としては取り扱わないので申し添えます。」とありましたが、勤務時間報告書に記載した勤務時間は小職が授業と研究の職務を果たすために必要不可欠な労働を行ったものです。その判断を覆す理由と根拠が誰の手でどのように実施されるのか小職は承知しておりません。これまで、本学において教員の残業の必要性を第三者が判断する仕組みも実績も作られてこなかったと承知しておりますが、あるいはひょっとして教員の残業の適否を判断する新たな制度が小職の知らないうちに作られているようでしたらお示しいただきたく存じます。そもそも残業の開始時間と終了時間を明示的にも黙示的にも明らかにしている事業所などはほとんどないでしょうし、實際上仕事が残っておれば残業をせざるをえないことがあることは大学の授業準備や研究でも同じことです。小職は授業や研究等の職務を果たすために必要不可欠である限り、法人からの黙示的な勤務命令があると考えておりましたが、そのような命令がないという質問文書を前提とすれば、残業をしなかったために、授業や研究に支障が出た場合の責任については、法人が全責任を負うという趣旨でありましょうから、その旨記載した法人の正式な文書を戴けますでしょうか。また、業務命令がないがために、授業に支障が出る可能性がありそれがやむを得ないということを学生たちにどのように事前に周知されておられたのでしょうか。午後5時50分以降や土日祝日には、職務を果たすために必要不可欠な労働をしなくてよいというのは全く奇想天外な発想であり、大学教員の職務の特殊性についての無知の露呈と言わざるをえません。

小職はあくまで規定と常識的判断に従って職務遂行上必要であり実際に勤務した時間を勤務時間報告書に記載して提出したものですので、労働基準法に照らして正当な残業(所定勤務時間外の労働)として残業手当の支給を適法に行って頂くよう求めます。

また、時間内で業務を切り上げることができずに時間外勤務を要した勤務日につきまして、過去2年分の整理を現在行っております。追って送付いたしますが、それとは別に本来労働時間を把握すべき立場にある法人側でも同時に算定の上、直ちに割増賃金およびこれに対する年5%の割合による延滞損害金の支払いを速やかに実行して頂くよう本書面をもって請求致します。

加えて、労働基準法の遵守および平等原則の立場から、本学全教員に対して過去2年分の時間外労働を検証するための内部監査を速やかに実施し、判明した時間外勤務に対して割増賃金および年5%の割合による延滞損害金の支払いを実施されることを併せて求めます。

二、長崎県立大学法人に釈明を求める事項

① 事務局より提示された勤務時間報告書の見本によりますと、12時10分から13時までは、通常勤務の場合、アスタリスク印が書いてありません。そうすると休憩は勤務時間ではなく、休息は有給の勤務時間となります。この点で少しでもズレがあると、勤務時間の割り振り手続を行うか、欠勤の扱いになる、ということでしょうか。そうすると、労働基準法上の「休憩」時間としては、この休息時間だけになるということでしょうか。そして、9時～17時50分の枠の前、後の勤務は、すべて「黙示の業務命令」も出していないサービス残業ということになります。

この場合、休憩時間は勤務時間に入らず、休息時間は有給の勤務時間に入っている、ということは、どこで教員に説明されているのでしょうか。

全教員は、見本と同じように、12時10分から13時の間のみを、アスタリスクなしに提出したのでしょうか。全教員が12時10分から13時の間に、いっせいに昼食を取っている実態があれば、その事実を資料により小職にお示し下さい。仮に、事務局で実態とは関係なく勤務時間報告書にハンコだけ押してくださいというような説明をされているようなことがあれば(もちろんそのようなことはないと思いますが)、文書偽造の教唆あるいは間接正犯として犯罪行為となることは、重々ご承知のとおりでしょうが、念のため申し添えます。

法人がこのような書面の提出を各教員に求められたのは、全教員の勤務実態を把握するためのことでしょうかから、当然、その内容に不自然な点があれば小職宛ての質問文書のごとき質問文書によって個別に調査されていることでしょうかから、小職以外の何名の教員にそのような質問文書を出されたのか明らかにしてください。

② 今回頂いた「質問文書」ですが、同様な質問を受けてしかるべき勤務実態がどの教員にも存在します。小職に対するものと同趣旨の「質問文書」は平等に全ての教員を対象にして送られることを検討されたのでしょうか。全教員に対して送られることが検討されたのであれば、どのように検討され、何名の教員に送られたのかの説明を求めます。また、もし仮に、小職に対してのみ「質問文書」を送ることが検討されたのであれば、なぜ、一人私だけを対象とした労働

上の取扱いがなされるのかについて釈明を求めます。合理的理由なき場合には、平等原則違反・ハラスメント・事実上の退職強要による人権侵害および不法行為として法的対応も検討します。

③「長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程」によれば、教員の休息時間は「午前10時30分から午前10時40分、午後2時30分から午後2時40分及び午後4時10分から4時20分」と規定されています。しかるにこの時間帯は授業から授業までの空き時間であり、授業を実施する教員においては研究室から講義室等までの移動に費やされる時間、あるいは授業準備に費やされる10分間であるわけです。昼の休憩50分の前後の10分程度も同じ意味合いを持つ時間です。要するにこのような時間は、現実には、労働基準法上の「労働時間」となっています。それを就業規則上の教員の休憩・休息時間と規定するのはあまりに現実離れしたものであると思いますが、どのような考えでこのような休憩時間を設定しているのか、釈明を求めます。

④長崎県公立大学法人長崎県立大学の教員に採用された者に対して、その都度、小職が今回指摘を受けたような休憩・休息時間の違いや、それが、大学規程にいう「勤務時間」に入る時間と入らない時間に区別されること、休憩時間の50分を講義、学生指導等により12時10分から13時の間に取れなかった場合の、正式な対応方法について、具体的指導が行われてきたかどうかについて釈明を求めます。また仮に、行われていたとすれば、それを証明する資料の提出を求めます。

⑤小職にあつては、このたび9時以前の教育準備業務や、17時50分以降の実質的な研究・教育活動が明示・黙示の業務命令に基づくものではなかったと質問文書では指摘されています。本学の全教員のうち8時間以上の労働法上の「勤務時間」になった者はいるはずですが、そのような明示・黙示による時間外勤務の例を証拠を示して挙げて下さい。挙げる事ができない場合には、本学には、一切の時間外勤務はなかったと理解するしかありませんが、それによろしいか、返答を求めます。

以上

参考

添付資料1 2010年4月5日に小職がシーボルト校事務局へ提出した勤務時間報告書(写し)

添付資料2 2010年4月9日にシーボルト校事務局長名で小職に届けられた質問文書(写し)

添付資料3 2010年3月末まで有効であった本学の就業規則(関係部分の抜粋)(写し)

学長	副学長	事務局長	総務企画課長	総務課長	スタッフ	取扱者	学部長

勤務時間報告書

(平成 22 年 3 月 第 1 週)

左記期間の勤務時間について以下のとおり報告します。

氏名 久木野 憲司 印

曜日	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	0.00時間
日																			0.00時間
月																			0.00時間
火																			0.00時間
水																			0.00時間
木																			0.00時間
金																			0.00時間
土																			0.00時間
週労働時間																			0.00時間

<備考>

※勤務時間の振り替えがあった場合は<備考>欄に具体的に記載してください。

(記載例) ●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間) 長崎県□□委員会出席のため●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間)へ振替

※祝日(年末年始含む)、年次有給休暇、職務専念義務免除等については特に記載の必要はありません。

学 長	副学長	事務局長	経済企画課長	総務課長	スタッフ	取扱者	学部長

勤 務 時 間 報 告 書

(平成 22 年 3 月 第 2 週)

左記期間の勤務時間について以下のとおり報告します。

氏名 久木野 憲司 印

曜日	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	0.00時間
日																			0.00時間
月																			0.00時間
火																			0.00時間
水																			0.00時間
木																			0.00時間
金																			0.00時間
土																			0.00時間
週労働時間																			0.00時間

<備考>

※勤務時間の振り替えがあった場合は、<備考>欄に具体的に記載してください。

(記載例) ●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間) 長崎県人口委員会出席のため●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間)へ振替

※祝日(年末年始含む)、年次有給休暇、職務専念義務免除等については特に記載の必要はありません。

学長	副学長	事務局長	総務企画課長	総務課長	スタッフ	取扱者	学部長

勤務時間報告書

(平成 22 年 3 月 第 3 週)

左記期間の勤務時間について以下のとおり報告します。

氏名 久木野 憲司



曜日	5:00	6:00	7:40	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	備考
3/14 日																			0.00時間
15 月																			8.00時間 12:50
16 火																			8.00時間 8:30
17 水																			8.00時間 10:30
18 木																			8.00時間 10:30
19 金																			0.00時間 0:00
20 土																			40.00時間 16:26

<備考>

事務時間

3月15日	12時間
3月16日	8時間 30分
3月17日	10時間 30分
3月18日	10時間 30分
3月19日	10時間 50分
3月20日	4時間

56時間 20分

以上の時間量報告いたします。

※勤務時間の振り替えがあった場合は<備考>欄に具体的に記載してください。
 (記載例) ●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間) 長崎県□□委員会出席のため●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間)へ振替
 ※祝日(年末年始含む)、年次有給休暇、職務専念義務免除等については特に記載の必要はありません。

学長	副学長	事務局長	経営企画課長	総務課長	スタッフ	取扱者	学部長

勤務時間報告書

(平成 22 年 3 月 第 4 週)

左記期間の勤務時間について以下のとおり報告します。

氏名 久木野 憲司



曜日	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	勤務時間	
日																				0.00時間
月																				8.00時間
火																				8.00時間
水																				8.00時間
木																				8.00時間
金																				8.00時間
土																				0.00時間
週労働時間																				40.00時間

<備考>

3月22日 9時10分 10分
 3月23日 4時10分 1PMより午後
 3月24日 9時10分 30分
 3月25日 9時10分 30分
 3月26日 9時10分
 以上9時10分勤務終了。

※勤務時間の振り替えがあった場合は<備考>欄に具体的に記載してください。
 (記載例) ●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間) 長崎県人口委員会出席のため●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間)へ振替
 ※祝日(年末年始含む)、年次有給休暇、職務専念義務免除等については特に記載の必要はありません。

学 長	副学長	事務局長	総務企画課長	経理課長	スタッフ	取扱者	学部長

勤 務 時 間 報 告 書

(平成 22 年 3 月 第 5 週) 左記期間の勤務時間について以下のとおり報告します。 氏名 久木野 憲司



曜日	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	勤務時間
日																			0.00時間
月																			8.00時間
火																			8.00時間
水																			8.00時間
木																			8.00時間
金																			8.00時間
土																			0.00時間
週労働時間																			40.00時間

2010/3/24

<備考>

3月28日 夕時内

3月29日 夕時内 60分

3月30日 夕時内 60分

3月31日 夕時内 60分

36時内 10分

以上の勤務記録です。

※勤務時間の振り替えがあった場合は<備考>欄に具体的に記載してください。
 (記載例) ●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間) 長崎県□□委員会出席のため●月●日 ○○:○○~△△:△△(●時間)~振替
 ※祝日(年末年始含む)、年次有給休暇、職務専念義務免除等については特に記載の必要はありません。

22長県大シ 号外
平成22年4月9日

看護栄養学部 教授
久木野 憲司 様

長崎県公立大学法人事務局理事
兼 シーボルト校事務局長
百岳 敏晴
(公印省略)

勤務時間報告書について

貴職から平成22年3月分の勤務時間報告書（以下「報告書」という。）が提出されましたが、平成22年3月における本法人の勤務時間が午前9時から午後5時50分まで（うち午後0時10分から午後1時の休憩時間を除く。以下「勤務時間」という。）であるにもかかわらず、貴職の報告書では、下記の時間について年次有給休暇等の申請がなされないまま勤務時間に勤務がなされていないこととなっております。

ついては、当該時間に勤務がなされなかった理由について、4月16日（金）までに文書による説明を求めます。

当該時間について正当な理由がない場合には、無断欠勤として給与の減額等が行われる場合があります。

なお、貴職の報告書において、本学の勤務を要しない日及び勤務時間以外の時間において勤務を行ったとしている時間（例：3月17日午後5時50分～午後9時30分、3月20日午前9時～午後1時 等）については、本法人は貴職に対して明示的にも黙示的にも勤務を命じていないので、時間外勤務としては取り扱わないので申し添えます。

記

勤務時間において勤務をしていないものとして報告があった時間

平成22年3月15日	午後 0時	～	午後 0時10分
〃	16日 午後 0時	～	午後 0時10分
〃	〃 午後 5時30分	～	午後 5時50分
〃	17日 午前 11時	～	午後 0時
〃	〃 午後 4時30分	～	午後 5時30分
〃	18日 午後 1時30分	～	午後 2時10分
〃	19日 午後 5時40分	～	午後 5時50分
〃	24日 午後 1時30分	～	午後 2時30分
〃	25日 午後 2時	～	午後 3時00分
〃	26日 午前 11時30分	～	午後 0時10分
〃	〃 午後 2時	～	午後 3時
〃	29日 午前 9時	～	午前 9時10分
〃	〃 午前 11時	～	午後 0時
〃	30日 午後 1時	～	午後 1時40分
〃	31日 午後 2時	～	午後 2時20分

長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

平成17年4月1日

規程第14号

改正 平成20年4月1日規程第32号

(始業及び終業の時刻)

第3条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前9時
- (2) 終業時刻 午後5時50分

(休日の振替等)

第4条 理事長は、職員に第8条第1号及び第2号の規定により休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、理事長の定めるところにより、第2条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち理事長が別に定める期間内にある勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第5条 1日の勤務時間の途中に、50分の休憩時間を置く。ただし、1日の勤務時間が8時間を超える場合においては、少なくとも1時間以上の休憩時間を置くものとする。

- 2 職員の休憩時間は、午後0時10分から午後1時までとする。

(休息時間)

第6条 1日の勤務時間の途中に、30分の休息時間を置く。

- 2 職員の休息時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員 午前10時30分から午前10時40分、午後2時30分から午後2時40分及び午後4時10分から4時20分
- (2) 事務職員 午前11時55分から午後0時10分及び午後3時から午後3時15分

(勤務時間等の割振りの特例)

第7条 業務の性質上、特別の形態によって勤務する必要がある職員の始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休息時間については、前3条の規定にかかわらず、別表第1のとおりとする。

- 2 職員に割り振られた勤務時間は、業務の都合により、1日の勤務時間が8時間を超えない範囲で変更することができる。